

入札保証金の納付に係る 小切手の取扱いについて

これまで入札保証金の納付において、
小切手をご利用いただくことができましたが、
県内金融機関における小切手の振出し終了に伴い、
小切手による入札保証金の受入れを

令和8年9月30日(水)をもって終了します。



小切手による入札保証金の受入れ期限

令和8年9月30日(水)まで

事業者の皆様へのお願い

令和8年10月1日からは、

入札保証金の納付に小切手は利用できません。

入札保証金は、「現金」、「金融機関の保証」、
「入札所属が指定する口座への振込み(※)」などにより納付してください。

※入札保証金の口座振込については、一部の所属では対応していない
場合があります。事前にご確認ください。



現金



入札会場へ
直接ご持参ください。

金融機関の保証



金融機関が発行する
保証をご利用ください。

入札所属が指定する 口座への振込み(※)



所属が指定する口座へ
指定された期日までに
お振込みください。

小切手での納付は できません



令和8年10月1日からは、
入札保証金の納付に
小切手は利用できません。

※口座振込みにより入札保証金を納付した場合、落札されなかった方への
入札保証金の還付には、入札後2～3週間程度かかりますので、
あらかじめご了承ください。



お問い合わせ先

出納局管理課企画・支援班

電話

025-280-5483



新潟県